

四 半 期 報 告 書

(第12期第 3 四半期)

ngi group株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第 2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第 3 【設備の状況】	11
第 4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	27
第 5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	46
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	47

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月6日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽三
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目17番22号
【電話番号】	03(5572)6200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 河合 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03(5725)4800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 河合 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期 第 3 四半期連結 累計期間	第12期 第 3 四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月 1 日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
売上高 (千円)	6,909,338	2,707,594	7,775,992
経常利益 (千円)	1,249,163	480,486	2,498,589
当期純利益又は四半期 純損失 () (千円)	34,060	289,262	735,316
純資産額 (千円)	—	8,747,243	10,679,923
総資産額 (千円)	—	13,128,386	19,502,973
1 株当たり純資産額 (円)	—	56,933.05	81,351.71
1 株当たり当期純利益 金額又は四半期純損失 金額 () (円)	279.34	2,341.75	6,233.93
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	6,037.53
自己資本比率 (%)	—	53.6	47.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	866,555	—	781,834
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,155,786	—	413,356
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	239,032	—	772,357
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	3,924,753	4,469,904
従業員数 (名)	—	284	267

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 第12期第 3 四半期連結累計期間及び第12期第 3 四半期連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、インターネット関連事業、インベストメント&インキュベーション事業、その他事業を主な事業としております。

当第3四半期連結会計期間における、各部門に係る事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

区分	事業内容	主要な関係会社
インターネット関連事業	重要な変更はありません。	異動はありません。
インベストメント&インキュベーション事業	重要な変更はありません。	(新規) ngi vietnam Co., Ltd.
その他事業	重要な変更はありません。	(除外) 株式会社ジクラボ

(注) 当第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更しております。変更の内容につきましては、「第5 経理の状況 1.四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 除外

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ジクラボ (注)3	東京都港区	6,000	その他	59.98 (59.98)	役員の兼任等...無 資金の援助...無 取引...有(注)4

(注) 1. 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数であります。
2. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
3. 当第3四半期連結会計期間において清算終了となったため、連結の範囲から除いております。
4. 株式会社ジクラボに対して立替払いが生じており、債権放棄を行っております。

(2) 新規

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ngi vietnam Co., Ltd.	ベトナム、ハノイ市	82,136 (800,000US\$)	インベストメント&インキュベーション事業	100.0	役員の兼任等...2名 資金の援助...無 取引...有(注)2

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. ngi vietnam Co., Ltd.に対して立替払いが生じております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
インターネット関連事業	151（23）
インベストメント&インキュベーション事業	82（20）
その他事業	21（1）
当社（管理部門）	30（2）
合計	284（46）

（注）従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	57（7）
---------	-------

- （注）1．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
- 2．当第3四半期会計期間において従業員数が5名減少しておりますが、これは当社子会社への転籍によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりません。

(2) 受注実績

当社グループは受注活動を行っておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
インターネット関連事業	983,277
インベストメント&インキュベーション事業	1,693,001
その他事業	31,315
合計	2,707,594

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 インベストメント&インキュベーション事業の販売高には、インベストメント&インキュベーション事業で運用している投資事業組合の管理報酬、成功報酬が含まれています。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社及び連結子会社である3Di株式会社と株式会社SUNの資本・業務提携並びに資本・業務提携先の破産手続開始申立

当社は、平成20年10月22日付で株式会社SUNと3Dインターネット事業における資本・業務提携契約を締結し、平成20年10月23日付で株式会社SUNに対して第三者割当増資による新株の払込金として184,500千円及び新株予約権の払込金として6,200千円、合計190,700千円を払い込んでおりますが、平成20年11月21日付で、株式会社SUNが東京地方裁判所に対し、破産手続開始申立を行った旨の通知を受け取りました。

当該出資金については、法的措置による回収を検討しておりますが、回収見込みの不確実性や回収期間の長期化も想定され、当第3四半期連結会計期間において保守的に全額引当処理を行うことといたしました。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高が2,707百万円、営業利益は912百万円、経常利益は480百万円、四半期純損失は289百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(インターネット関連事業)

当第3四半期連結会計期間におけるインターネット関連事業の売上高は983百万円となり、前年同期から502百万円増加しました。また営業利益は48百万円となり、前年同期から31百万円増加しました。

業績の主な要因は、株式会社富士山マガジンサービス及び株式会社フラクタリストを連結子会社化したことにより両社の売上及び利益が寄与したこと、また株式会社RSS広告社において堅調に事業が推移したことなどによります。

(インベストメント&インキュベーション事業)

当第3四半期連結会計期間におけるインベストメント&インキュベーション事業の売上高は1,693百万円となり、前年同期から294百万円増加しました。また営業利益は1,095百万円となり、前年同期から138百万円増加しました。

業績の主な要因は、ファンドの管理報酬が安定的収益源となっているほか、保有する上場株式の売却益などによります。

(その他事業)

当第3四半期連結会計期間におけるその他事業の売上高は31百万円となり、前年同期から210百万円減少しました。また営業損失は23百万円となりました。

その他事業セグメントにおいては、現在は立ち上げ段階にあるものの、今後の市場ニーズの高まりとともに急成長する可能性のある事業群であり、当社の戦略的投資事業領域と位置付けております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は10,611百万円（前連結会計年度末比36.9%減）となり、前連結会計年度末に比べ6,202百万円減少しました。これは主に営業投資有価証券が6,164百万円減少したことなどによります。

(固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は2,517百万円（前連結会計年度末比6.4%減）となり、前連結会計年度末に比べ171百万円減少しました。これは主に貸倒引当金が241百万円増加したことなどによります。

(流動負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は4,023百万円（前連結会計年度末比52.3%減）となり、前連結会計年度末に比べ4,402百万円減少しました。これは主に短期借入金が1,703百万円、繰延税金負債が2,656百万円、未払法人税等が665百万円減少したことなどによります。

(固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は358百万円（前連結会計年度末比9.8%減）となり、前連結会計年度末に比べ39百万円減少しました。これは主に長期借入金が35百万円減少したことなどによります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は8,747百万円(前連結会計年度末比18.1%減)となり、前連結会計年度末に比べ1,932百万円減少しました。これは主にその他有価証券評価差額金が3,775百万円、自己株式が1,072百万円減少したことなどによります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は53.6%となり、前連結会計年度末より5.8%増加し、1株当たり純資産額は56,933円05銭となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当第2四半期連結会計期間末に比べ915百万円増加し、3,924百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果獲得した資金は1,001百万円となりました。

収入の主な内訳は、営業投資有価証券の売却によるものであり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額293百万円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は348百万円となりました。

収入の主な内訳は、投資有価証券の売却による収入11百万円等であり、支出の主な内訳は、投資有価証券の取得による支出245百万円、無形固定資産の取得による支出98百万円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果獲得した資金は285百万円となりました。

収入の主な内訳は、短期借入金の純増加による収入396百万円、少数株主からの払込による収入10百万円等であり、支出の主な内訳は、配当金による支出77百万円、長期借入金の返済による支出41百万円等であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

平成19年7月13日開催の取締役会において、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様による買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定めることを決議しましたが、本ルールの有効期間が平成20年6月25日開催の定時株主総会終結の時を以て終了したことを受け、平成20年6月26日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議いたしました。その概要は下記のとおりであります。

本ルールの目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項であると考えますが、そのためには買収提案に関する十分な情報やそれを評価するために相応の時間が株主の皆様へ提供されて然るべきであると考えます。

そのためにも、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価および取得後の経営計画が妥当かどうかを株主の皆様へ適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社グループが営む事業の背景を踏まえた上で、今後の経営方針、事業計画などの当社グループの将来の企業価値を形成すべき方針や施策について適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては諮問委員会が株主の皆様の利益のために買収提案の改善を大規模買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

また、平成20年3月31日現在、当社役職員等により発行済株式総数の32%以上が保有されておりますが、当社は公開会社であり、株主の意思に基づく自由な売買が可能であることから、当社役職員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって上記比率が低下する可能性があります。また、当社グループは今後、高い経済成長が見込まれる地域やインターネット以外の成長産業にも投資対象を広げるなど、あらゆるビジネス領域への進出も中期的な経営戦略としており、その過程において新株式の発行等、資本市場から資金調達を行った場合には各株主の持株比率は希釈化される可能性もあり、現在の株主構成が大幅に変動する可能性があります。

これらの事由を考慮すると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為が行われる可能性も決して否定できない状況にあります。このため、当社ではこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為を行うに際してのルールを設定いたします。

本ルールの内容

(イ) 大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。

(甲) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

(乙) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数

(丙) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数

(丁) 本ルールに従う旨の誓約

(ロ) 当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報のリスト（以下「情報リスト」という）を大規模買付者に交付します。

(甲) 大規模買付者の概要（大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。）

- (乙) 大規模買付行為の目的及び内容
- (丙) 当社株式の取得対価及びその算定根拠
- (丁) 買付資金の存在を根拠づける資料
- (戊) 当社の経営に参画後 5 年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (己) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることがあります。なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

- (ハ) 諮問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間（以下、「諮問委員会検討期間」という）として確保できてしかるべきものと考えます。諮問委員会は諮問委員会検討期間内に独立の外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は（ハ）における諮問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

ルール

- (イ) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合に、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するために定める対抗措置をとる場合があります。

- (甲) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
- (乙) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (丙) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (丁) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (戊) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

(ロ) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、 に定める対抗措置をとることとします。

対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

(イ) 本ルールが株主の皆様および投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくために必要かつ十分な情報や諮問委員会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が諮問委員会からの代替案の提示を受ける機会を保证することを目的としています。

また、本ルールに従って大規模買付行為が行われるにもかかわらず、当社が対抗措置を発動するのは、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると合理的に判断される場合に限られます。従いまして、本方針の導入は当社株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、 において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なり得ますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださいますようお願いいたします。

(ロ) 対抗措置発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

当社の社外取締役の協議の結果、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、法令及び当社定款上許容される対抗措置を発動する場合については、当社の株主総会において株主の皆様にご判断いただく場合か否かにかかわらず当社株主の皆様（本ルールに違反した大規模買付者及び (イ) において当社の企業価値・株主共同の利益の確保に反する大規模買付行為であると当社の社外取締役および社外監査役が判断した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。諮問委員会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時かつ適切な開示を行います。

本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において随時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成21年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定の検討がなされることとします。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は7百万円であります。

第 3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第 3 四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	443,544
計	443,544

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,302	127,302	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株制度は採用して おりません。
計	127,302	127,302	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ・旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成14年11月27日の定時株主総会決議及び平成15年1月16日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「（1）株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	180
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

第3回新株予約権（平成16年6月23日の定時株主総会決議及び平成17年4月28日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「（1）株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	102
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年4月28日 至 平成27年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

第4回新株予約権（平成17年6月29日の定時株主総会決議及び平成17年8月25日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	619
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「（1）株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,857
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第5回新株予約権（平成18年6月21日の定時株主総会決議及び平成18年6月21日並びに平成18年6月22日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	148
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「（１）株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	444
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月23日 至 平成28年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注) 3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。）

3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

(ニ) 募集新株予約権の行使時の払込金額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(ホ) 新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
下記に準じて決定します。
- (1) 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部ののみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、会社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (3) 会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
 - (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
 - (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

第7回新株予約権（平成20年9月29日の取締役会決議及び平成20年9月29日の報酬委員会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	2,415
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「（１）株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,415
新株予約権の行使時の払込金額（円）	108,812
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月15日 至 平成25年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 108,812 資本組入額 54,406
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。）

3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- （イ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- （ロ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- （ハ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

- （ニ）募集新株予約権の行使時の払込金額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- （ホ）新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

- （ヘ）新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

- （ト）当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

- （1）当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- （2）本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- （3）当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- （4）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - i) 当社の取締役又は執行役
 - ii) 当社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと当社が判断した者

- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注)	12	127,302	150	1,824,244	150	45,075

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,771	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 123,519	123,519	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	127,290	—	—
総株主の議決権	—	123,519	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が32株含まれております。なお、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数32個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ngi group株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号	3,771	—	3,771	2.96
計	—	3,771	—	3,771	2.96

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	161,000	167,000	151,000	112,000	94,800	127,500	110,900	86,900	57,600
最低(円)	125,000	121,000	98,700	75,500	77,500	87,200	64,900	48,650	45,650

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
執行役	—	河 合 博 之	昭和41年9月25日生	平成元年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 平成10年3月 有限会社ディー・イー・アイ代表取締役 平成12年6月 株式会社クレイフィッシュ 取締役戦略・事業開発最高責任者 平成13年5月 株式会社クレイフィッシュ 代表取締役社長 平成14年7月 株式会社Eストアー 執行役員マーケティング本部長 平成15年6月 株式会社Eストアー 取締役 平成15年12月 上海中庸信息技術通信有限公司 総経理 平成16年5月 株式会社UCJ 代表取締役兼上海中庸信息技術通信有限公司 総経理 平成18年5月 ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社入社 執行役員パートナー 平成19年6月 当社執行役アジア事業統括 平成21年2月 当社執行役（現任）	(注) 1	—	(注) 2

(注) 1. 第12期事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時まで
2. 平成21年2月1日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表執行役	社長CEO	小 池 聡	平成21年2月1日
執行役	事業統括本部長	佐 藤 僚	平成21年2月1日
執行役	コーポレート本部長	土 田 扶 門	平成21年2月1日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表執行役 社長	執行役 COO	金 子 陽 三	平成21年2月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,924,753	4,469,904
受取手形及び売掛金	531,064	513,983
有価証券	-	85,116
営業投資有価証券	¹ 4,527,374	¹ 10,691,760
その他	1,889,316	³ 1,082,854
貸倒引当金	261,263	29,434
流動資産合計	10,611,244	16,814,185
固定資産		
有形固定資産	² 116,229	² 127,879
無形固定資産		
のれん	254,591	311,287
その他	511,616	362,975
無形固定資産合計	766,208	674,263
投資その他の資産		
投資有価証券	1,072,475	1,108,101
関係会社株式	86,057	140,775
その他	725,518	646,092
貸倒引当金	249,347	8,323
投資その他の資産合計	1,634,704	1,886,645
固定資産合計	2,517,141	2,688,788
資産合計	13,128,386	19,502,973
負債の部		
流動負債		
買掛金	186,227	202,749
短期借入金	¹ 1,107,157	¹ 2,810,566
1年内返済予定の長期借入金	138,000	158,420
未払法人税等	205,337	870,530
引当金	44,849	63,605
事業再構築引当金	672,000	-
繰延税金負債	806,601	3,463,365
その他	862,907	856,672
流動負債合計	4,023,080	8,425,909
固定負債		
長期借入金	358,062	393,150
その他	-	3,990
固定負債合計	358,062	397,140
負債合計	4,381,142	8,823,050

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,824,244	1,818,769
資本剰余金	1,645,248	1,563,257
利益剰余金	2,068,962	2,139,472
自己株式	462,029	1,534,420
株主資本合計	5,076,425	3,987,078
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,434,669	5,210,647
繰延ヘッジ損益	548,664	138,150
為替換算調整勘定	26,763	13,540
評価・換算差額等合計	1,956,570	5,335,257
新株予約権	68,517	26,190
少数株主持分	1,645,730	1,331,396
純資産合計	8,747,243	10,679,923
負債純資産合計	13,128,386	19,502,973

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	6,909,338
売上原価	2,740,801
売上総利益	4,168,537
販売費及び一般管理費	※1 2,378,707
営業利益	1,789,829
営業外収益	
受取利息及び配当金	21,104
有価証券償還益	6,628
その他	18,928
営業外収益合計	46,660
営業外費用	
支払利息	37,841
持分法による投資損失	48,025
為替差損	12,160
貸倒引当金繰入額	480,374
その他	8,925
営業外費用合計	587,327
経常利益	1,249,163
特別利益	
関係会社株式売却益	14,579
投資有価証券売却益	5,000
持分変動利益	29,326
事業譲渡益	3,000
その他	566
特別利益合計	52,472
特別損失	
固定資産除却損	17,629
投資有価証券評価損	476,048
のれん評価損	29,897
事業再構築費用	※2 672,000
その他	16,867
特別損失合計	1,212,442
税金等調整前四半期純利益	89,193
法人税、住民税及び事業税	488,495
過年度法人税等	29,334
法人税等調整額	△368,716
法人税等合計	149,112
少数株主損失 (△)	△25,859
四半期純損失 (△)	△34,060

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	2,707,594
売上原価	1,013,468
売上総利益	1,694,126
販売費及び一般管理費	※1 781,524
営業利益	912,601
営業外収益	
受取利息及び配当金	4,710
その他	1,241
営業外収益合計	5,951
営業外費用	
支払利息	8,079
持分法による投資損失	15,592
為替差損	56
貸倒引当金繰入額	411,313
その他	3,024
営業外費用合計	438,066
経常利益	480,486
特別利益	
投資有価証券売却益	5,000
持分変動利益	4,360
特別利益合計	9,360
特別損失	
固定資産除却損	14,042
投資有価証券評価損	356,007
のれん評価損	17,300
事業再構築費用	※2 672,000
その他	6
特別損失合計	1,059,356
税金等調整前四半期純損失 (△)	△569,508
法人税、住民税及び事業税	205,092
法人税等調整額	△481,655
法人税等合計	△276,562
少数株主損失 (△)	△3,683
四半期純損失 (△)	△289,262

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	89,193
減価償却費	133,412
のれん償却額	68,409
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	486,252
受取利息及び受取配当金	△21,104
支払利息	37,841
のれん評価損	29,897
事業再構築費用	672,000
持分法による投資損益 (△は益)	48,025
持分変動利益	△29,326
持分変動損失	2,437
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,000
投資有価証券評価損益 (△は益)	476,048
関係会社株式売却損益 (△は益)	△14,579
固定資産売却損益 (△は益)	122
固定資産除却損	17,629
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,887
たな卸資産の増減額 (△は増加)	741
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	90,519
未払金の増減額 (△は減少)	△42,261
その他	57,669
小計	2,080,041
利息及び配当金の受取額	18,836
利息の支払額	△38,278
法人税等の支払額	△1,194,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	866,555

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△23,207
有形固定資産の売却による収入	1,270
無形固定資産の取得による支出	△266,591
投資有価証券の取得による支出	△741,511
投資有価証券の売却による収入	96,744
関係会社株式の売却による収入	16,675
子会社株式の取得による支出	△8,050
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△217,820
事業譲受による支出	△20,000
敷金の差入による支出	△19,444
敷金の回収による収入	37,434
貸付けによる支出	△89,809
貸付金の回収による収入	81,692
その他	△3,168
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,155,786
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△1,694,271
長期借入れによる収入	62,000
長期借入金の返済による支出	△125,830
株式の発行による収入	10,950
少数株主からの払込みによる収入	502,087
少数株主への配当金の支払額	△2,200
自己株式の処分による収入	1,452,000
自己株式の取得による支出	△303,093
配当金の支払額	△140,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	△239,032
現金及び現金同等物に係る換算差額	△16,887
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△545,151
現金及び現金同等物の期首残高	4,469,904
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,924,753

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	
(1) 連結の範囲の変更	
	株式会社ラインズについては平成20年4月1日をもってngi capital株式会社と合併したため、ngi capital株式会社については平成20年5月1日をもって当社と合併したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。
	株式会社アップステアーズ、アットプレス株式会社については平成20年8月1日をもって未来予想株式会社と合併したため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。
	ngi US Inc.については新規に設立したため、投資事業組合ngi IPOファンド-Iについては追加取得したため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。
	株式会社タイルファイルについては清算終了となったため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。
	ngi vietnam Co., Ltd.については新規に設立したため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。
	株式会社ジクラボについては清算終了となったため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。
(2) 変更後の連結子会社の数	17社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	
(1) 持分法適用非連結子会社	
	該当事項はありません。
(2) 持分法適用関連会社	
持分法適用関連会社の変更	
	ワンジーテクノロジー株式会社については株式を売却したため、当第2四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除いております。
変更後の持分法適用関連会社の数	3社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	
(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用	
	「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。
(2) 事業再構築引当金の計上	
	事業再構築に伴い、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
(3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用	
	「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1. 営業投資有価証券には金融機関に貸出している上場株式273,500千円が含まれており、その担保として受け入れていた400,000千円は短期借入金に含まれております。	※1. 営業投資有価証券には金融機関に貸出している上場株式4,590,000千円が含まれており、その担保として受け入れていた2,100,000千円は短期借入金に含まれております。
※2. 有形固定資産の減価償却累計額 83,828千円	※2. 有形固定資産の減価償却累計額 57,553千円
	※3. 仕掛品 3,232千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	813,489千円
貸倒引当金繰入額	7,134千円
ポイント引当金繰入額	9,770千円
※2. 事業再構築費用の内訳は次のとおりであります。	
契約解除違約金	392,000千円
組織再構築費用他	280,000千円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	271,476千円
貸倒引当金繰入	522千円
ポイント引当金繰入額	5,052千円
※2. 事業再構築費用の内訳は次のとおりであります。	
契約解除違約金	392,000千円
組織再構築費用他	280,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	3,924,753千円
現金及び現金同等物	3,924,753千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	127,302

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,771

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	—	68,517
連結子会社	—	—	—
合計		—	68,517

(注) 1. 当第3四半期連結会計期間末の新株予約権の残高は、全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月7日 取締役会	普通株式	68,755	600	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	80,287	650	平成20年9月30日	平成20年12月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第3四半期連結累計期間において、当社は平成20年5月26日付でNTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合に対する第三者割当による自己株式11,000株の処分を行ったことにより、自己株式が1,375,484千円減少いたしました。また、平成20年5月29日の取締役会決議に基づき自己株式2,500株を取得したことにより、自己株式が303,093千円増加いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が462,029千円となっております。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) 及び 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	四半期連結 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの			
株式	1,115	2,439,620	2,438,505
投資有価証券に属するもの			
株式	88,994	85,004	△3,990
合計	90,109	2,524,624	2,434,515

(注) 当第3四半期連結累計期間において、営業投資有価証券664,966千円、投資有価証券476,048千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価又は実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

1. 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 21,361千円

2. 付与したストックオプションの内容

	第7回ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(執行役兼務 2名含む) 9名 当社執行役 2名 当社使用人15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,415株
付与日	平成20年10月14日
権利確定条件	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません
権利行使期間	平成22年10月15日から 平成25年10月14日まで
権利行使価格	108,812
付与日における公正な評価単価	34,716

(注) 株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第7回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第7回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	88.12%
予想残存期間 (注) 2	3.5年
予想配当 (注) 3	1,200円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.989%

(注) 1. 2年2か月間(平成18年8月から平成20年10月)の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

3. 平成20年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高	983,277	1,693,001	31,315	2,707,594	—	2,707,594
営業利益又は営業損失(△)	48,839	1,095,481	△23,981	1,120,339	(207,737)	912,601

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、アドバタイジング事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資等、人材育成や企業の事業の立ち上げ、インキュベーションオフィス運営、人材採用支援サービス等、インターネットテクノロジーの開発及び支援、アジア・USA事業等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

3. 事業区分の変更

従来、事業区分は「インターネット関連事業」「テクノロジー&ソリューション事業」「インベストメント事業」「インキュベーション事業」「その他事業」の5区分によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「インターネット関連事業」「インベストメント&インキュベーション事業」「その他事業」の3区分に変更いたしました。従来の「テクノロジー&ソリューション事業」「インベストメント事業」「インキュベーション事業」は主に「インベストメント&インキュベーション事業」に変更しております。

これは、当社の今後の方向性に基づく管理体制、市場環境と事業の成長性を勘案し、より効率的な経営資源の活用を促進することによって事業の見直しを行い、個別の事業及び関連会社を新たな事業セグメントに捉え直すことによってセグメント情報の有効性を高めることを目的としております。

旧セグメント情報につきましては、参考として後述しております。

4. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	インターネット 関連事業 (千円)	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業(千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高	2,905,814	3,959,117	44,406	6,909,338	—	6,909,338
営業利益又は営業損失(△)	192,241	2,400,153	△109,664	2,482,730	(692,901)	1,789,829

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、アドバタイジング事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資等、人材育成や企業の事業の立ち上げ、インキュベーションオフィス運営、人材採用支援サービス等、インターネットテクノロジーの開発及び支援、アジア・USA事業等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

3. 事業区分の変更

従来、事業区分は「インターネット関連事業」「テクノロジー&ソリューション事業」「インベストメント事業」「インキュベーション事業」「その他事業」の5区分によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「インターネット関連事業」「インベストメント&インキュベーション事業」「その他事業」の3区分に変更いたしました。従来の「テクノロジー&ソリューション事業」「インベストメント事業」「インキュベーション事業」は主に「インベストメント&インキュベーション事業」に変更しております。

これは、当社の今後の方向性に基づく管理体制、市場環境と事業の成長性を勘案し、より効率的な経営資源の活用を促進することによって事業の見直しを行い、個別の事業及び関連会社を新たな事業セグメントに捉え直すことによってセグメント情報の有効性を高めることを目的としております。

旧セグメント情報につきましては、参考として後述しております。

4. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。

（参考）

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間を従来（変更前）の事業区分に基づき作成すると次の通りであります。

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	インターネット関連事業 (千円)	テクノロジー&ソリューション事業 (千円)	インベストメント事業 (千円)	インキュベーション事業 (千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高	859,654	120,468	1,516,868	177,921	32,680	2,707,594	—	2,707,594
営業利益又は 営業損失(△)	25,678	△10,978	1,172,386	△9,675	△57,072	1,120,339	(207,737)	912,601

（注）1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、アドバタイジング事業等

(2) テクノロジー&ソリューション事業

インターネットテクノロジーの開発及び支援、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(3) インベストメント事業

ベンチャーキャピタル投資等

(4) インキュベーション事業

人材育成や企業の事業立ち上げ、インキュベーションオフィス運営、人材採用支援サービス等

(5) その他事業

3Dインターネット事業、アジア・USA事業等

3. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	インターネット関連事業 (千円)	テクノロジー&ソリューション事業 (千円)	インベストメント事業 (千円)	インキュベーション事業 (千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高	2,555,077	336,943	3,514,809	456,736	45,771	6,909,338	—	6,909,338
営業利益又は 営業損失(△)	136,684	△98,954	2,727,741	△78,408	△204,332	2,482,730	(692,901)	1,789,829

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、アドバタイジング事業等

(2) テクノロジー&ソリューション事業

インターネットテクノロジーの開発及び支援、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(3) インベストメント事業

ベンチャーキャピタル投資等

(4) インキュベーション事業

人材育成や企業の事業立ち上げ、インキュベーションオフィス運営、人材採用支援サービス等

(5) その他事業

3Dインターネット事業、アジア・USA事業等

3. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)の本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
56,933円05銭	81,351円71銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	8,747,243	10,679,923
普通株式に係る純資産額(千円)	7,032,996	9,322,336
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	68,517	26,190
少数株主持分	1,645,730	1,331,396
普通株式の発行済株式数(株)	127,302	126,864
普通株式の自己株式数(株)	3,771	12,271
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	123,531	114,593

2 1株当たり四半期純損失金額

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	279円34銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	34,060
普通株式に係る四半期純損失(千円)	34,060
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	121,933

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	2,341円75銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	289,262
普通株式に係る四半期純損失(千円)	289,262
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	123,524

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

今後の経営方針及び経営合理化のための施策について

当社は、平成21年1月29日開催の取締役会及び報酬委員会において、今後の経営方針及び経営合理化のための施策について下記のとおり決議いたしました。

(1) 目的

現在の米国サブプライムローン問題に端を発した未曾有の金融・経済危機は、グローバルに極めて厳しい影響を与え、世界的な優良企業が軒並み赤字転落する等、今後の経済状況がますます不透明さを増しております。このような状況のもと、当社といたしましても今後あらゆる経済環境下で企業活動を行う「抵抗力」（財務体質強化）と、中長期的な成長に向けた「浮揚力」（収益力強化）を重視した、企業価値最大化への経営方針に転換することが急務であると判断し、下記の経営合理化施策を決議いたしました。

(2) 経営合理化策の骨子

保有する有価証券等の処分
固定費削減や各種契約の見直しを含めた一般管理費等の削減
人員の適正配置によるコスト削減
グループ会社の見直しによるコスト削減
役員報酬の削減

(3) 今後の見通しと影響について

上記の施策により今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を、当第3四半期連結会計期間の損益に事業再構築費用 672百万円として織り込んでおります。

2【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 80,287千円

(ロ) 1株当たりの金額 650円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月8日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2 月 4 日

ngi group株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 (印)
業務執行社員

代表社員 公認会計士 入 澤 雄 太 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成21年1月29日開催の取締役会及び報酬委員会において、今後の経営方針及び経営合理化のための施策について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月6日
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目17番22号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長 金子陽三は、当社の第12期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。